

富山市空家等の適切な管理及び活用に関する条例と 安全代行措置について

1. 「富山市空家等の適切な管理及び活用に関する条例」について

「富山市空家等の適切な管理及び活用に関する条例（以下「条例」という。）」が、平成29年7月1日に施行されました。

○富山市空家等の適切な管理及び活用に関する条例

平成29年3月24日
富山市条例第29号

（趣旨）

第1条 この条例は、市民の生活環境の保全を図るため、空家等の適切な管理及び活用に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、市及び所有者等の責務その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。
2 前項に定めるもののほか、この条例において「市民等」とは、市内に住所を有する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者、市内に存する学校に在学する者及び市内に存する事務所又は事業所を有する個人、法人その他団体をいう。

（市の責務）

第3条 市は、地域の自治組織その他関係機関と連携し、空家等の適切な管理に関する市民の意識の啓発を行うものとする。
2 市は、空家等が周辺的生活環境に悪影響を及ぼすことを未然に防止するために必要な施策を策定し、及び実施するものとする。
3 市は、空家等に関するデータベースを整備し、空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるものとする。

（所有者等の責務）

第4条 所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼす特定空家等にならないよう常に空家等の適切な管理を行わなければならない。

(地域の自治組織その他の団体の役割)

第5条 地域の自治組織その他の団体は、地域の生活環境に深刻な影響を及ぼすことがないように、その地域における空家等の状況を把握し、その情報を市に提供するように努めるものとする。

町内会や自治振興会などの団体は、自らの地域の生活環境に悪影響を及ぼす特定空家等が発生しないよう、空家等の状況を把握し、その情報を市へ提供するように努めることを規定しています。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、第3条第2項に規定する施策の実施に協力するように努めるものとする。

2 市民等は、空家等を発見したときは、その情報を市に提供するように努めるものとする。

空家等の対策は、市と所有者だけではなく、市民等と一丸となって取り組む必要があることから、市民等は、市の施策に協力し、また、空家等を発見したときは、その情報を市に提供することに努めることを規定しています。

(安全代行措置)

第7条 法第14条第1項の規定による助言若しくは指導又は同条第2項の規定による勧告を受けた所有者等は、やむを得ない理由によりこれらに係る必要な措置を履行することができないときは、市長に対し、当該措置を自己の費用負担において代わって講ずるよう申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合において、やむを得ない理由と認めるときは、費用の負担など所有者等の同意を得て、当該措置を行うことができる。

3 市長は、前項の措置をとったときは、所有者等から当該措置に係る費用を徴収するものとする。

所有者等は、市長より特定空家等の状態を改善するよう指導等を受けたが、施設入所や入院などにより、直接業者と交渉が困難であるなど、自らその措置を履行することができない場合、市長に履行することができない旨を申し出ることができ、市長は、やむを得ない理由であると認める場合は、所有者等にその措置のための作業内容、本人の費用負担等で同意を得た上で、改善措置を所有者等に代わって行うことができることを規定しています。

(空家等対策の総合的な推進)

第8条 市は、法及び前条に定める空家等に関する施策の実施その他の空家等に関する必要な措置を実施するほか、生活環境の保全及び空家等の活用の促進に係る施策を適切に実施することにより、空家等対策の総合的な推進に努めるものとする。

(関係機関との連携)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に、情報を提供し、必要な協力を求めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

2. 「富山市空家等の適切な管理及び活用に関する規則」について

安全代行措置の手續を定めることを主な目的として、「富山市空家等の適切な管理及び活用に関する規則」を定め、平成29年7月1日に施行しました。

富山市空家等の適切な管理及び活用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び富山市空家等の適切な管理及び活用に関する条例（平成29年富山市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

(安全代行措置)

第3条 条例第7条第1項の規定による措置の代行の申出は、安全代行措置申出書を市長に提出することにより行うものとする。

2 市長は、前項の申出があったときは、条例第7条第2項の規定による措置の代行の可否を決定し、当該措置に係る所有者等に通知するものとする。

3 条例第7条第2項の規定により所有者等から同意を得る事項は、次のとおりとし、書面によりその同意を得るものとする。

(1) 措置の内容

(2) 措置の概算費用

(3) 所有者等の費用負担

(4) その他市長が必要と認める事項

4 市長は、条例第7条第2項の規定による措置の代行を完了したときは、当該措置に係る所有者等にその旨を通知するものとする。

(身分証明書)

第4条 法第9条第4項に規定する身分を示す証明書は、別記様式のとおりとする。

(細則)

第5条 この規則に定めるもののほか、法及び条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

3. 安全代行措置の周知と手続きについて

安全代行措置につきましては、特定空家等と認定して「助言・指導」「勧告」などを所有者等に対して行う際に、合わせて制度の情報提供を行うこととしております。

なお、安全代行措置に係る手続きは、次のようになります。

